

議 事 錄

会議の名称	令和6年 愛荘町教育委員会 第8回定例会			
開催日時	令和6年9月25日(水)午後3時00分			
開催場所	本庁舎3階 第2委員会室			
出席者	<p>【教育長】徳田寿 【教育委員】4名 森秀昭、木津知里、中村由香里、黒川泰守 【事務局】7名 教育次長 陌間秀介 学校教育担当課長 奥村晃 教育振興課参事 中村千晶 生涯学習課課長 水谷徹也 愛知川公民館長 本田有弘 図書館長 三浦寛二 歴史文化博物館長 下村今日子 歴史文化博物館係長 竹村吉史 給食センター所長 中村誠司 教育振興課課長補佐 久保川美晴 【傍聴人】0名</p>			
議事日程	日程第1 議案第30号 愛荘町立学校事務共同実施推進組織運営要綱および愛荘町教育情報ネットワーク投稿新業務業者選定委員会設置要綱を廃止する告示について 日程第2 議案第31号 愛荘町立中学校デジタル採点システム提供業務業者選定委員会設置要綱等を廃止する訓令について 日程第3 議案第32号 愛荘エデュケーション・アワード審査会審査要領について 日程第4 議案第33号 愛荘町立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について 日程第5 議案第34号 愛荘町教育委員会が実施する埋蔵文化財に係る発掘調査等の取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令について 日程第6 承認第21号 要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分につき承認を求めることについて			
作成者	教育振興課 久保川 美晴			
教育次長	午後3時00分開会 ただいまから令和6年第8回教育委員会定例会を開催させていただきます。それでは開会にあたりまして教育長ご挨拶をお願いします。			
教育長	皆様こんにちは。ようやく秋の涼しさを感じる季節となりました。 秋の何かとご予定のおありの中、本日は第8回定例会にご出席をいただきありがとうございます。			

	<p>2学期が始まってから間もなく1か月となります、学校園においては、これから中学校の体育大会そして小学校、幼稚園の運動会の開催が予定されております。委員の皆様方には、ご都合のつくな中で参観いただければ幸いです。よろしくお願ひいたします。</p> <p>さて、すでにご承知の通り、教育委員会事務局は先週からこの愛知川庁舎での業務を開始しております、今回の定例会もこの庁舎でさせていただいています。愛知川庁舎に役場のすべての課が集約されたということを受け、教育行政全般にわたり、町長部局との連携・協働の事業・取組をこれまで以上に意識して進めていく必要があります。一例を挙げますと子ども・子育てに関する取り組みであります。来年度4月から福祉部局に子ども家庭センターという組織がつくられます。すでに教育委員会では、幼小中の時期に、胎児期・乳幼児期を加えた愛荘16年教育の理念により、様々な取り組みを進めていますが、その範囲をもう少し広げ、中学校卒業後の子どもたちの支援や見守りについても、福祉等と連携をしながら、有効な手立てを積極的に講じていかなければなりません。</p> <p>委員の皆様方にはすでに今年度の全国学力・学習状況調査結果を一読していただいているが、おそらく様々に感想や対策のご意見を持っていただいたこと思います。人生100年といわれる今の時代において、自律的に自分らしく幸せに生きるためには、点数化できる知識やスキルとともに、目標を達成する力や他者と協働する力、情報を制御する力といった非認知能力も子どもたちが主体的に身に付ける必要があると考えます。</p> <p>こうしたことから、今後ますます、役場全庁的な教育行政の展開は必然であり、限られたリソースの中で、自律人材の育成にしっかりとコミットした施策・取組を充実させていきたいと思うところです。今、教育振興基本計画の改訂を進めておりますが、その中にもしっかりと込めたいと考えています。</p> <p>それでは、本日の定例会も充実したものとなりますよう、お願ひいたします。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。</p>
教育次長	<p>それでは本日の議案日程につきましてはお手元に配布のとおりでございます。議事進行については教育長よろしくお願ひいたします。</p>
教育長	<p>ただいまの教育長を含む出席委員は5名で定数に達しています。よって令和6年愛荘町教育委員会第8回定例会は成立いたしましたので開会いたします。</p> <p>最初に議事録の承認です。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第9条において、議事録に記載した事項に関して委員中に異議があるときはこれを会議に諮って決定するとされています。令和6年第7回定例会の議事録について事務局か</p>

	らあらかじめ配布され確認していただいていると思いますが、ご異議はございませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	<p>それでは、令和 6 年第 7 回定例会の議事録は承認いただきました。後ほど委員の皆さまにはご署名をお願いします。</p> <p>なお、本日の令和 6 年第 8 回定例会の議事録署名も全員で行いますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは議題に入ります。</p> <p>日程第 1 「議案第 30 号 愛荘町立学校事務共同実施推進組織運営要綱および愛荘町教育情報ネットワーク等更新業務業者選定委員会設置要綱を廃止する告示について」および日程第 2 「議案第 31 号 愛荘町立中学校デジタル採点システム提供業務業者選定委員会設置要綱等を廃止する訓令について」は、一括議題とすることにご異議ありませんか。</p>
各委員	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。それでは、事務局より議案第 30 号および議案第 31 号の説明をお願いします。
教育次長	— 議案 第 30 号 および 議案 第 31 号の説明 —
教育長	<p>ただいま「議案 第 30 号 愛荘町立学校事務共同実施推進組織運営要綱および愛荘町教育情報ネットワーク等更新業務業者選定委員会設置要綱を廃止する告示について」および「議案第 31 号 愛荘町立中学校デジタル採点システム提供業務業者選定委員会設置要綱等を廃止する訓令について」 説明がありました。</p> <p>ご質問等ございませんか。</p>
	—質疑なし—
教育長	質疑がないようですので、まずは議案第 30 号を採決いたします。 本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって、「議案 第 30 号」は原案どおり可決されました。続きまして、議案第 31 号を採決いたします。

	本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案 第 31 号」は原案どおり可決されました。</p> <p>ひきつづき日程第 3 「議案第 32 号 愛荘エデュケーション・アワード審査会審査要領について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	— 議案 第 32 号の説明 —
教育長	<p>ただいま「議案第 32 号 愛荘エデュケーション・アワード審査会審査要領について」の説明がありました。</p> <p>ご質問等ございませんか。</p>
各委員	—質疑なし—
教育長	<p>質疑がないようですのでこれより議案 第 32 号を採決いたします。</p> <p>本案は原案の通り可決することに御異議ありませんか。</p>
各委員	【異議なし】
教育長	<p>異議なしと認めます。よって議案 第 32 号は原案どおり可決されました。</p> <p>ひきつづき日程第 4 「議案第 33 号 愛荘町立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	— 議案 第 33 号の説明 —
教育長	<p>ただいま「議案第 33 号 愛荘町立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」の説明がありました。</p> <p>ご質問等ございませんか。</p>
中村委員	申請はそれぞれ別ですか。公民館ですか。
生涯学習課長	愛知中学校については、従来通り愛知川公民館。秦荘地域の受付については、秦荘サービス室で行います。

教育長	体育館の内容も変更されていますが、説明お願いします。
生涯学習課長	改正前は午前、午後となっておりましたが、現状 8 時 30 分から午後 10 時まで利用されていますので、現状に合わせて 8 時 30 分から午後 10 時までに変更させていただきました。
教育長	他に質疑ありませんか。
	—その他、質疑なし—
教育長	それでは、これより議案 第 33 号を採決いたします。本案は原案の通り可決することに御異議ありませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	異議なしと認めます。よって議案 第 33 号は原案どおり可決されました。 ひきつづき日程第 5 「議案第 34 号 愛荘町教育委員会が実施する埋蔵文化財に係る発掘調査等の取り扱いに関する要綱の一部を改正する訓令について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします
歴史文化博物館 係長	— 議案 第 34 号の説明 —
教育長	ただいま「議案第 34 号 愛荘町教育委員会が実施する埋蔵文化財に係る発掘調査等の取り扱いに関する要綱の一部を改正する訓令について」の説明がありました。 ご質問等ございませんか。
各委員	—質疑なし—
教育長	質疑がないようですのでこれより議案 第 34 号を採決いたします。 本案は原案の通り可決することに御異議ありませんか。
	【異議なし】
教育長	異議なしと認めます。よって議案 第 34 号は原案どおり可決されました。 続いての議題に入る前に、承認第 21 号は個人情報に関わる議題となっております。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第 5 条の規定により、「人事に關

	する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」となっております。この議案については、公開しないこととしてよろしいかお諮りします。
各委員	【異議なし】
教育長	異議なしと認めます。よって、承認第21号は非公開といたしますので、傍聴人は一時退席をお願いします。 — 傍聴人退席 — ●上記の決定により、承認第21号は非公開とする。
	「承認第21号 要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分につき承認を求めることについて」 承認件数 小学生 4名
教育長	以上で、令和6年第8回定例会の案件はすべて終了しました。 午後3時45分 閉会